

## 茅ヶ崎市LED防犯灯ESCO事業企画提案に係る審査等について

### (1) 審査方法

ESCO事業者の選定については、茅ヶ崎市LED防犯灯ESCO事業企画提案者選考会議要綱に基づく選考会議において、提案書及びプレゼンテーションにより提案を総合的に評価し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。選考会議は、市の職員5名で構成され、選考会議が必要であると認めるときは学識経験者等にアドバイザーとして意見又は説明を求めることがある。なお、提案書及びプレゼンテーションによる評価項目及び配点は別紙「評価表」のとおりとする。

選考会議の委員は、提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、項目ごとに5段階評価を行う。得点は、選考会議の委員が付けた5段階の評価点に係数を乗じて算出し、選考会議の委員5人の合計得点（1,500点満点）が最も高く、かつ、満点の6割以上の得点である提案を最優秀提案とする。

### (2) 重視する審査項目

選考会議での審査においては、次の事項を重視する。

- ア 過去の事業実績の信頼性が高いこと。
- イ ESCOサービス料（市の支出）が少ないこと。
- ウ 現地調査の精度を高める具体的な工夫があること。
- エ 工程管理及び施工管理の確実性及び柔軟性があること。
- オ 塩害対策や光害対策などの市の地域特性等を考慮した提案があること。
- カ 防犯灯管理システムの基本地図（GIS）及び基本性能の信頼性、利便性及び拡張性が高いこと。
- キ 二酸化炭素排出量の削減及び地球温暖化対策があること。
- ク 市内業者の優先的かつ積極的な活用の提案があること。

### (3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、提案者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- イ 審査結果は、市のホームページ等に掲載する。

### (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期間を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 提案募集要項に違反すると認められる場合